

角田市における自立支援型 地域ケア個別会議の開催について



市民力咲き誇る。角田市

安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち



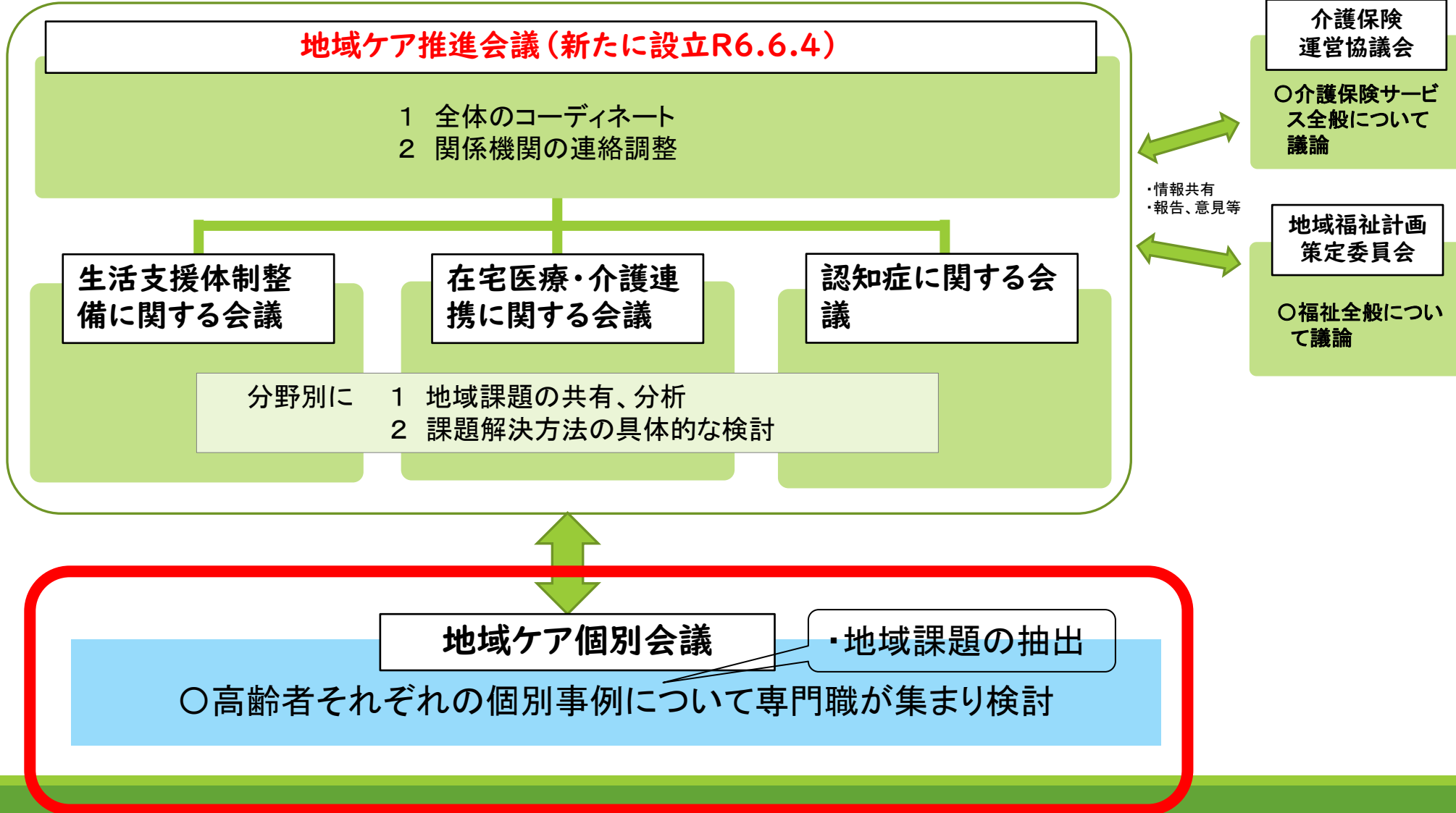
日時：令和7年7月18日（金）

15時00分～

場所：角田自治センター

1.これからの地域包括ケアシステムの推進体制

- 関係機関との連携強化と、地域ケアシステムの全体をコーディネート（解決のための政策形成）するために、新たに地域ケア推進会議を設置



2.地域ケア個別会議の目的について

介護保険法には以下の通り明記されています。

1 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない。

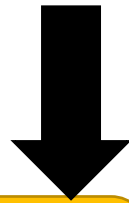
2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

* 介護保険法第115条48 1項・2項を抜粋

3. 角田市における地域ケア個別会議の目的について

◆目的

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指した自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (2) 個別ケースの課題分析等を行うことにより地域課題の把握につなげ、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を目指す。



目指すのは……

重度化防止

自立支援

利用者が、各自の能力に応じて、自立した日常生活を送ることができるようになる。



4.これまでの角田市における地域ケア個別会議について

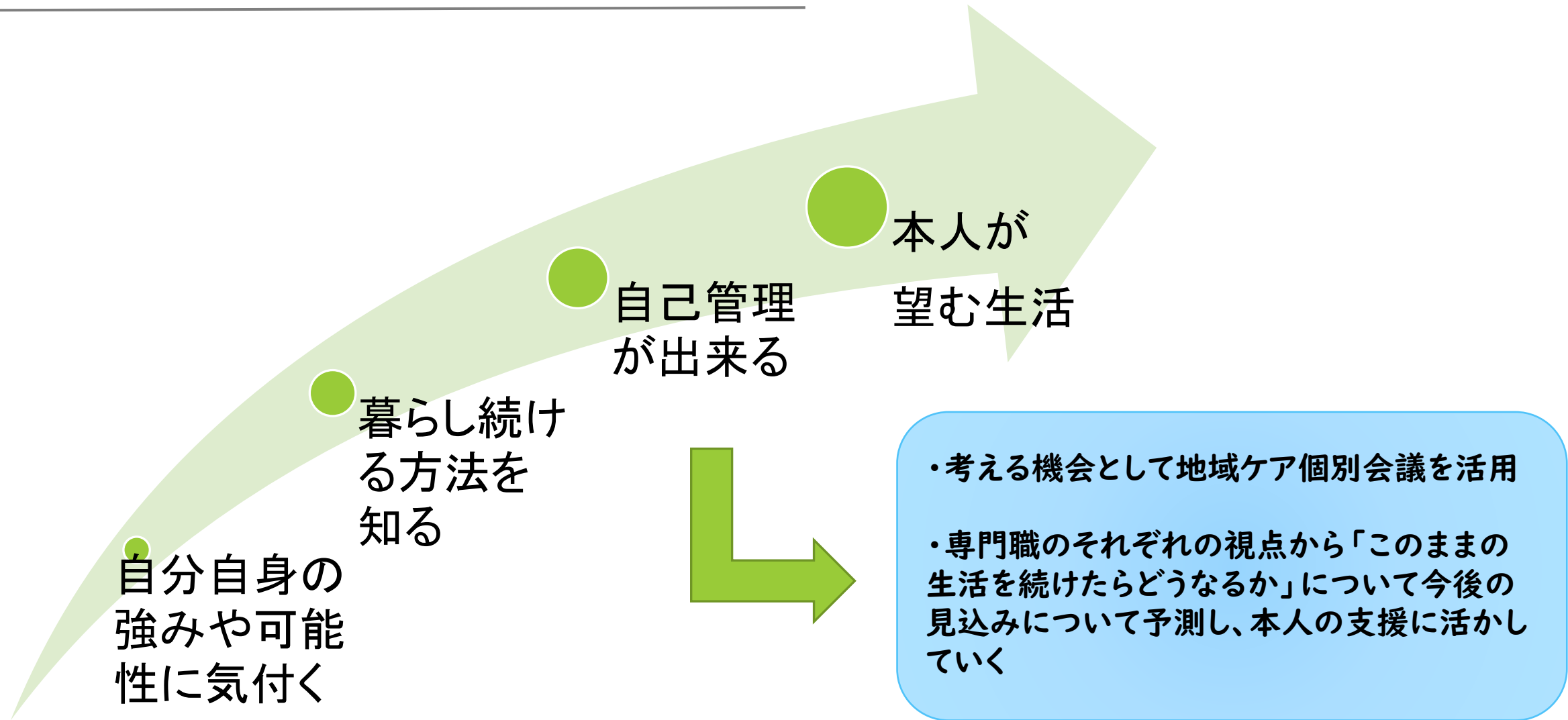
～R3	丸森町と合同開催。交互に検討事例を提供。アドバイザー派遣を活用ながら体制を整え、傍聴者を募り実施。
R4	コロナ禍の影響もあり、年度末に2回開催、5事例検討。この年から角田市単独での開催とし、直営包括CMの事例を検討。助言者参集は事例が抱える課題に沿って必要な専門職を参集。
R5	事例者の自宅で4回開催、4事例検討。いずれも市包括CMの事例。助言者参集は自宅開催のため支援ニーズに沿って最低限の人数とした。
R6	会議体制の見直しのため、アドバイザー派遣の活用や各種研修会の参加、他市町の個別会議の視察を行った。 (体制構築等の検討に注力したため件数は0件)

これまでの取組を踏まえた反省点や課題



- ①会議の目的を明確化及び共有化出来ていなかった。
- ②事例提出者のケアマネの負担が大きかった。また、「ケアプランの点検をされているかのようだ」という意見もあった。
- ③本人の自立支援に向けた検討の中で出た地域課題を整理できていない。
- ④ケース選定の基準や準備資料が曖昧であった。
→選定基準が曖昧なため、事例を選定するのが難しいという意見もあった。

5.角田市が目指す地域ケア個別会議について



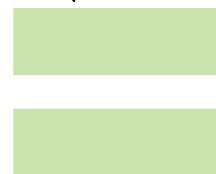
本人の強みが地域の強みになっている
のかもしれない
(地域とのつながりが強い、地域で支え
合いの関係性が形成されている 等)

本人の強み



専門職等による
本人の強みを活
かした関り

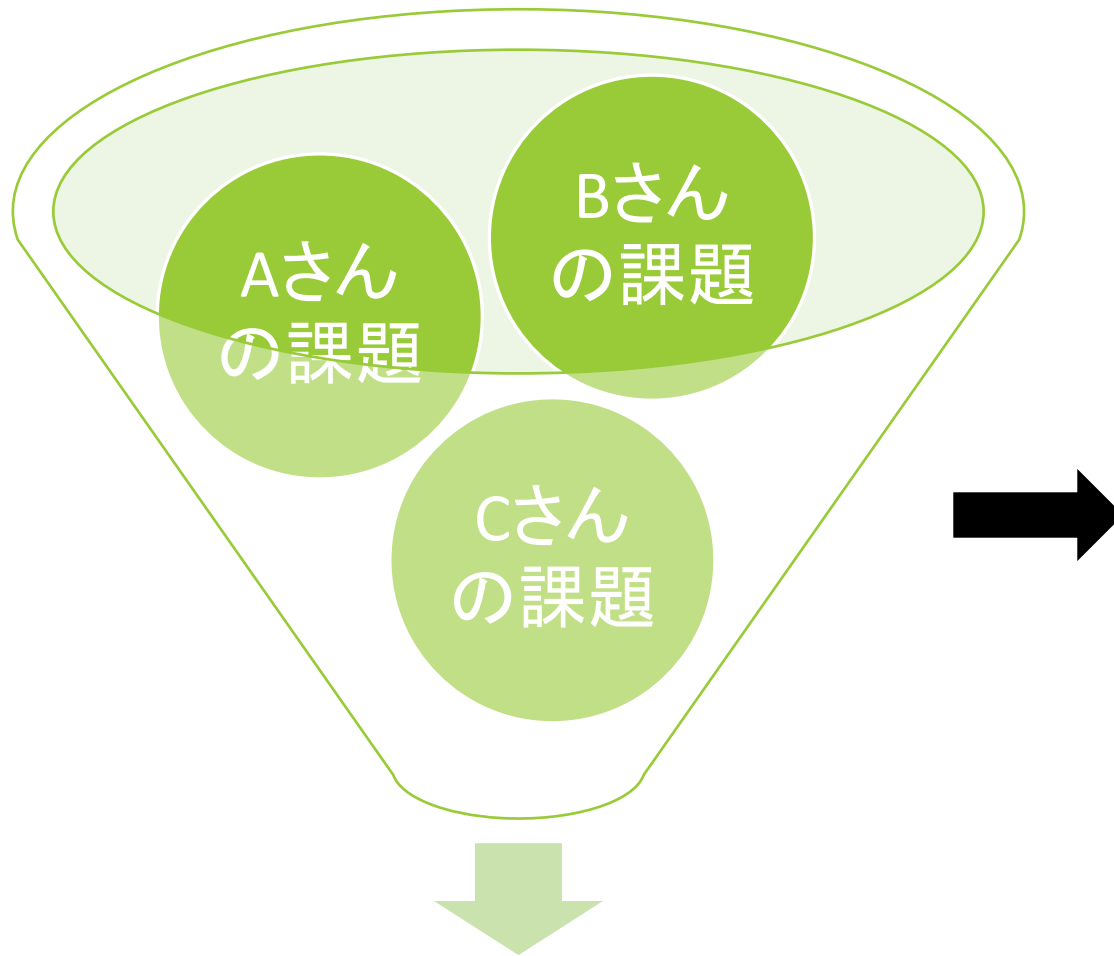
個別会議を通して今後の支援
に活かせる情報の取得や新しい
発見につなげて欲しい。その
関りが他の利用者に関わる際
にも生かすことができないか。



本人の在宅生活
の継続

課題や困難なことだけで
なく、強みにも目を向ける。

その状態を今後も続けるために
気を付けること、配慮すること等
は何か



移動手段の不足や買い物・
ゴミ出し困難、社会資源の
充足等が想定される

地域課題を抽出
(地域の強みも見つける)

6. 今後のケア個別会議の進め方について

事例の選定方針

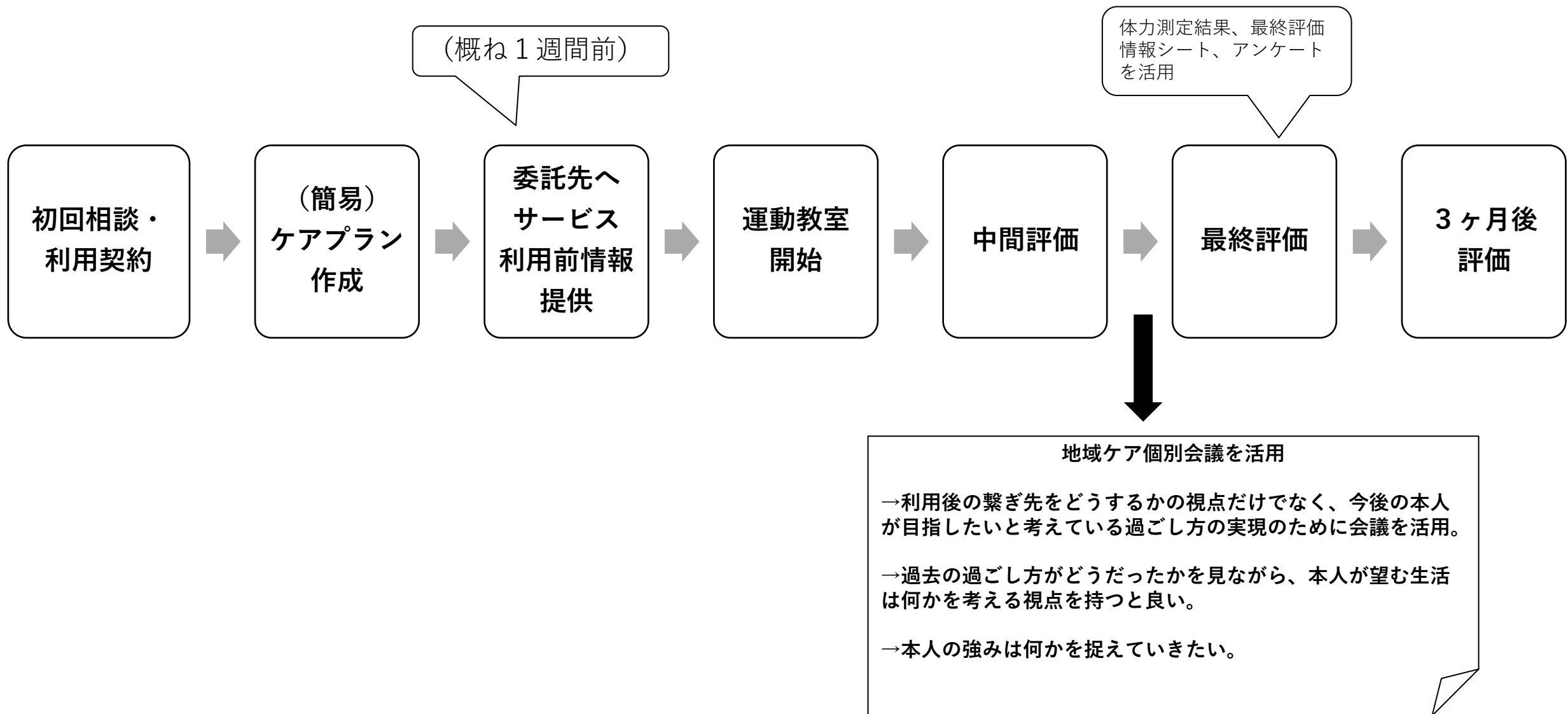
①通所型サービス活動C利用者
(短期集中予防サービス)

②事業対象者
要支援1～2の認定者

①通所型サービスC(短期集中予防サービス)とは？

対象者	要支援1・2、事業対象者 ※通所系サービスとの併用は不可。持病によっては医師に参加の可否を確認。
サービス実施担当者	理学・作業療法士、柔道整復士のいずれかを含む2名以上。講義で栄養士、言語聴覚士も担当
サービス内容	・1クール12回(週1回)。年間3クール 毎週水曜の13時30分～15時 ・委託先での送迎支援あり。自家用車による参加も可能 ・実施プログラム ・体力測定及び体成分測定(1回目、11回目に実施) ・レッドコード ・個別運動プログラム指導 ・栄養、口腔フレイル予防講座 個人の目標に合わせて自宅での自主トレーニングができるように個別運動プログラムを配布。自主トレーニングに取り組んでもらうことで機能向上が見込まれることを案内する。
フォローアップ	・6回目終了後、中間評価モニタリングでの目標設定見直し。 ・12回目終了後のモニタリングにて目標達成確認及び今後の方向性確認。 ・事業終了3か月後に体力測定、レッドコード、動機づけ面談実施。 結果を用いてケアマネがモニタリングを行う。
利用に係るCMの作成資料	利用者基本情報、課題検討用紙、簡易ケアプランorケアプラン

通所型サービス活動C利用の流れ



②事業対象者・要支援１～２の認定者

選定事例	（１）事業対象者・要支援１・要支援２認定者。 例）新規認定者がサービスを利用したばかりで今後の方向性が定まっていない、福祉用具の利用方法や住宅改修についての助言、他の専門職から助言を得たいケース 等 （２）地区毎 市中心部エリア（角田・横倉・小田）、隈東エリア（枝野・藤尾・東根） 隈西エリア（桜・北郷・西根）の３つのエリアから
開催時期	・令和７年度は地域包括支援センター所属のケアマネより事例を提供。 居宅ケアマネには傍聴案内を送付。（事例によって傍聴が難しい場合は支援者や本人のみ） ・令和８年度より居宅ケアマネにも事例提供を依頼（年度初回のケアマネ連絡会にて提示） ※令和７年度の初回開催日は未定。
開催について	・１つの会議で２事例程度を想定（１事例だけでも可） 事例提供者及び傍聴者からアンケートを取り、会議運営に活かしていく。
モニタリング	３ヶ月後（要支援認定ケアマネジメントでのモニタリングと同時期）



①、②の共通事項

助言者	基本的に助言者は固定とするが、内容に応じて参集する。 想定助言者→O T、P T、薬剤師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーター 等
会議資料について	負担軽減のため、既存資料（ケアプランや利用者基本情報等）及び所定の様式を作成し、それに沿って会議を進める（様式は作成中）
会議運営	・ 必要な助言者を招集したグループとし、自由な発言を担保する ・ ファシリ及び記録は事務局（包括支援センターや包括ケア係）が行う ・ 会議内で出た意見から地域課題を抽出するため、包括ケア推進係職員も参加
本人参加の考え方について	・ ケアマネより本人へ会議を行うことの同意を取り、本人から許諾を得られれば行う。 「自分抜きで話し合いはしないで欲しい」との意向であれば不可。 ・ 上記のようなプロセスを踏み、本人同意があれば支援者のみの開催も可とする。支援者のみで会議を行った場合は、必ず会議の内容を本人へ共有する。 ・ 必要に応じてR5年に実施した自宅開催についても実施に向けて調整を行う。
振り返り	会議後等に事例提供者及び助言者へ振り返りを実施。

7.会議開催までの流れ(案)

	事務局 (司会者含む)	事例提出者	助言者
会議1ヶ月前	・ 会議資料作成の依頼	・ 検討事例のアセスメント ・ 事務局との打合せ → 目的や方向性、必要な助言者等について整理する。 (介護サービス提供事業所が参加する場合は事業所とも打ち合わせ) ・ 会議資料の作成	・ 想定される助言者へ参加依頼を行う。
資料提出締め切り 参加者登録締め切り	会議の1週間前から10日前を目安		
会議1週間前	・ 会議資料の受け取り及び確認 ・ 会議資料の準備		・ 事務局から当日の流れやどのような流れになるか等、大枠について伝えておく。 (医療面や栄養面、機能訓練や社会資源等、想定される助言内容について伝える)
会議数日前	・ 会議資料の受け取り ・ 会議資料の読み込み	・ 必要に応じて、最終確認を行う (電話やメール等にて)	

8.当日の進め方(案)

実施事項	所要時間	発言者	実施事項	使用する資料
開会	1分	司会者	資料説明 (今回の会議の目的と目指したい方向性を提示する)	議事次第等
事例の読み込み	5分	全体		
事例提供者 (ケアマネジャー) より事例の概要説明 ※必要に応じて事例提供者としてサービス提供者の参加も想定。	5分	プラン担当者	資料を基にした詳細説明	・ 所定の様式1枚 (メイン) ・ 利用者基本情報 ・ 興味関心チェックシート ・ ケアプラン
質問・助言	25分	司会者 助言者	・ 上記説明についての質問・助言	
まとめ	5分	司会者	まとめ	
閉会	1分	司会者	・ 次回の開催日時等の案内	

(計42分)



会議当日の1ケース検討毎の進め方

他自治体の例では1回の会議時間は1.5～2時間程度で、検討事例数は2～3事例、1事例30～40分程度としているものが多い。会議の開催を通して、試行錯誤しながら適切な時間設定を検討していきたい。

9. 地域ケア個別会議における個人情報の取り扱いについて

介護保険法

➤ 第115条の4 第5項

会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

➤ 第205条2項

介護保険法第115条の4 第5項規定に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金



地域ケア個別会議においては誓約書を作成する。

10.角田市のケア個別会議の考え方

- ・地域ケア会議は知恵を出し合う場。互いの話に耳をかたむけ、安心感を持って発言できるような場を。
- ・知らない事、分からないことは「分かりません」でOK
- ・互いを尊重し、色々な考えがあることを理解し、攻撃的な否定をしない
- ・出来ていないことがあればどうしたら改善できるのか前向きに話し合う
- ・専門職に聞いてみたいことや専門職がアドバイスできることが分かる場としたい

